

随意契約（相手方指定）調書

件名	啓発用ラッピング電気自動車運行委託（東京都知事選挙）	№5200310
工（納）期	令和6年7月8日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	622,600円（消費税込み）	

契約相手方	ウォーターワンカーデザイン株式会社 (法人番号：3020001088674)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	啓発用ラッピング電気自動車運行委託（東京都知事選挙）
指名業者 （案）	名 称 ウォーターワンカーデザイン株式会社 所在地 神奈川県横浜市西区平沼1-1-3 高島橋ビル6F 代表者 代表取締役 船木 拓志
特命理由	本件は、東京都知事選挙（令和6年7月7日執行予定）の投票日等を広く周知するために、一人乗り電気自動車の啓発用ラッピングの作成と運行を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 当該業務で使用する一人乗り電気自動車は、狭い道路が多い区内でもくまなく走行することができ、きめ細かな啓発活動及び高い宣伝効果を発揮することができる。 ② 一人乗り電気自動車は躯体が特殊なことから外装等の製作は上記業者のみが手掛けており、他社が本件を履行することは不可能である。 ③ また、これまでの実施の東京都議会議員選挙においても本件と同様の業務を受託しており、履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）